

施策分析シート（令和2年度）

No1

施策名	児童相談所の設置及び円滑な運営	施策No	03-04	部課名	子ども家庭総合センター
				課長名	小堀 内線 3910

関連部課名	
-------	--

行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市
	政策	03	子育てしやすいまちの形成

目的 児童相談所を設置し、総合的な児童相談行政を担うことで、地域全体で切れ目ない一貫した相談・支援を行う。そして、全ての子どもたちの生命と安全を守り、子どもたちが健やかに成長し、未来に希望を抱ける地域社会とするために、児童相談行政の更なる充実を図る。

指	幸福実感指標名	指標の推移			指標に関する質問文
		29年度	30年度	元年度	
①	子育て・教育環境の充実	3.46	3.54	3.59	お住まいの地域における子育て・教育に関する事業・サービス・施設など（提供しているのが、民間か行政かを問わず）が充実していると思いますか？
②					
③					
④					

  

標	施策の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
①	児童虐待相談新規受理件数（子ども家庭支援センター）（件）	284	281	328	328	340	
②	区内の養育家庭数（世帯）	8	8	8	10	20	登録家庭数
③							
④							
⑤							

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額	30年度		元年度	差額		
行政費用	給与関係費	184,575	295,398	110,823	地方税	0	0	0	
	物件費	13,621	96,657	83,036	国庫支出金	2,116	2,366	250	
	維持補修費	0	100	100	都支支出金	4,698	4,911	213	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	3,334	3,570	236	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	92	208	116	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	6,906	7,485	579	
	賞与・退職給与引当金繰入額	23,730	48,797	25,067	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 218,354	▲ 465,434	▲ 247,080	
	その他行政費用	0	28,397	28,397	金融収支差額(d)	▲ 1,402	▲ 4,037	▲ 2,635	
	行政費用合計(b)	225,260	472,919	247,659	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 219,756	▲ 469,471	▲ 249,715	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 219,756	▲ 469,471	▲ 249,715		

貸借対照表	勘定科目				流動負債	勘定科目			
	30年度	元年度	差額	30年度		元年度	差額		
流動資産	収入未済	0	0	0	還付未済金	0	0	0	
	不納欠損引当金	0	0	0	特別区債	0	0	0	
	その他の流動資産	0	0	0	賞与引当金	9,541	11,492	1,951	
固定資産	有形固定資産	110	1,605,225	1,605,115	その他の流動負債	0	0	0	
	土地	110	311,473	311,363	固定負債	377,635	780,812	403,177	
	建物	0	1,279,766	1,279,766	特別区債	300,000	700,000	400,000	
	建物減価償却累計額	0	0	0	退職給与引当金	77,635	80,812	3,177	
	工作物等	0	13,986	13,986	その他の固定負債	0	0	0	
	工作物等減価償却累計額	0	0	0	負債の部合計	387,176	792,304	405,128	
	無形固定資産	0	0	0	正味財産	137,600	812,921	675,321	
	建設仮勘定	524,666	0	▲ 524,666	正味財産の部合計	137,600	812,921	675,321	
その他の固定資産	0	0	0	負債及び正味財産の部合計	524,776	1,605,225	1,080,449		
資産の部合計	524,776	1,605,225	1,080,449						

財務諸表に関する特徴的事項等

○行政費用として、給与関係費や物件費の割合が高くなっており、物件費は主にショートステイ事業の委託料が占めている。また、行政費用について前年度と比較すると、給与関係費及び賞与・退職給与引当金繰入額が大幅に増えているが、これは児童相談所設置準備事業の重点的な推進によるものである。その他行政費用は、児童相談所外構工事費であり、行政収入その他は、児童相談所派遣職員住宅使用料等である。  
○貸借対照表に計上されている有形固定資産は、子ども家庭支援センターに関するものである。

## 施策の現状・課題・今後の方向性

現状	<p>○区に寄せられる子どもと子育てに関する相談内容は複雑多岐にわたっており、児童虐待に関する相談は増加傾向にある。</p> <p>○区では、児童虐待の未然防止や早期発見・対応を図るため、地域の関係機関で構成された「荒川区要保護児童対策地域協議会」等により、地域のネットワークを活用した支援体制を確立している。</p> <p>○区では、令和2年4月に子ども家庭総合センターを開設し、7月からは児童相談所業務を開始した。</p>
課題	<p>○区が円滑に児童相談所を運営するためには、都や特別区間における十分な連携が必要である。</p> <p>○また、高度な専門性を有した質の高い職員の確保、育成といった体制の構築や社会的養護の体制整備が必要である。</p> <p>○児童虐待に関わる支援は、発生防止から相談、一時保護、家庭復帰まで、切れ目ない一貫した支援を行うとともに、子どもと保護者が生活する地域の協力を得ながら対応していく必要がある。</p>
今後の方向性	<p>○都や特別区間の連携体制を確保するとともに、質の高い専門人材による職員体制の維持を図る。</p> <p>○里親の登録促進や児童養護施設の誘致など、社会的養護の体制整備に取り組む。</p> <p>○地域の関係機関とのきめ細やかな連携や情報の共有と、区が持つ子ども等に関する詳細な情報の活用により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う体制を整備する。</p> <p>○保育園、幼稚園、学校、保健所など、関係機関の相談機能の充実・強化により、児童虐待等に係る予防的対応の充実を図る。</p>

施策の分類		分類についての説明・意見等
2年度	3年度	
重点的に推進	重点的に推進	児童相談行政の更なる充実を図るため、重点的に推進する必要がある。

施策を構成する事務事業の分類								
事務事業名	事務事業No	行政費用（千円）		決算額（千円）		施策推進のための分類		分類についての説明・意見等
		30年度	元年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
児童福祉審議会運営	10-01-32	0	0		-	推進	推進	児童相談所設置市には設置が義務づけられており、子どもの権利擁護、児童虐待など、児童に関わる福祉の重要事項を審議するため推進する。
子どもの権利擁護事業	10-01-33	0	0		-	推進	推進	被措置児童等の子どもが自らの意見を表明できる機会を保障することは、子どもの権利を守り、児童福祉施設等における児童虐待を防止するために重要であるため、推進していく。
児童養護施設等整備事業	10-01-53	0	0		-	推進	推進	児童相談所機能と併せ、区内に社会的養護体制の整備が必要であることから推進していく。
管理運営費（子ども家庭総合センター）	10-06-01	0	0		-	推進	推進	児童福祉法第12条第1項に基づく児童相談所として事業を推進する。
児童相談所設置準備事業	10-06-02	145,943	363,707	510,364	1,200,839	休止・完了	休止・完了	令和2年4月に子ども家庭総合センターを開設し、7月からは児童相談所業務を開始したため、本事業は完了する。
相談・診断事業	10-06-03	0	0		-	重点的に推進	重点的に推進	児童福祉法に規定されている事業として重点的に推進する。
里親制度運営事業	10-06-04	0	0		-	推進	推進	児童福祉法に規定されている事業として推進する。
一時保護事業	10-06-05	0	0		-	推進	推進	児童福祉法第33条の規定に基づく事業として推進する。
児童保護委託等事業	10-06-06	0	0		-	推進	推進	児童福祉法第27条第1項第3項の規定に基づく事業として推進する。
児童自立支援施設事務委託費	10-06-07	0	0		-	推進	推進	児童福祉法第35条第2項及び児童福祉法施行令第36条の規定に基づく事業として推進する。

施策を構成する事務事業の分類								
事務事業名	事務事業No	行政費用（千円）		決算額（千円）		施策推進のための分類		分類についての説明・意見等
		30年度	元年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
民間社会福祉施設サービス推進費負担金	10-06-08	0	0		-	推進	推進	児童養護施設入所児童等の福祉の向上を図る事業として推進する。
社会的養護体制強化事業費負担金	10-06-09	0	0		-	推進	推進	児童養護施設入所児童等の福祉の向上を図る事業として推進する。
障害児入所支援	10-06-10	0	0		-	推進	推進	施設入所が必要な児童とその保護者に対する必要な支援として推進する。
一時保護委託費	10-06-11	0	0		-	推進	推進	児童福祉法第33条の規定に基づく事業として推進する。
養育家庭等自立援助事業	10-06-12	0	0		-	推進	推進	養育家庭等に措置された児童の措置解除後における社会的自立促進を図るための事業として推進する。
自立援助促進事業	10-06-13	0	0		-	推進	推進	児童養護施設等から退所した児童の社会的自立の促進を図るための事業として推進する。
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	10-06-14	0	0		-	推進	推進	児童養護施設入所児童等の生活向上を図る事業として推進する。
児童虐待防止対策事業	10-06-15	73,786	103,519	4,028	3,634	重点的に推進	重点的に推進	児童福祉法第25条の2の規定に基づく要保護児童対策調整機関として事業を重点的に推進する。
24時間・365日体制強化事業	10-06-16	5,531	5,694	4,656	4,699	継続	継続	妊娠や子育てについて、身近に相談できる窓口として必要であり、継続して実施する。
合計		225,260	472,920	519,048	1,209,172			